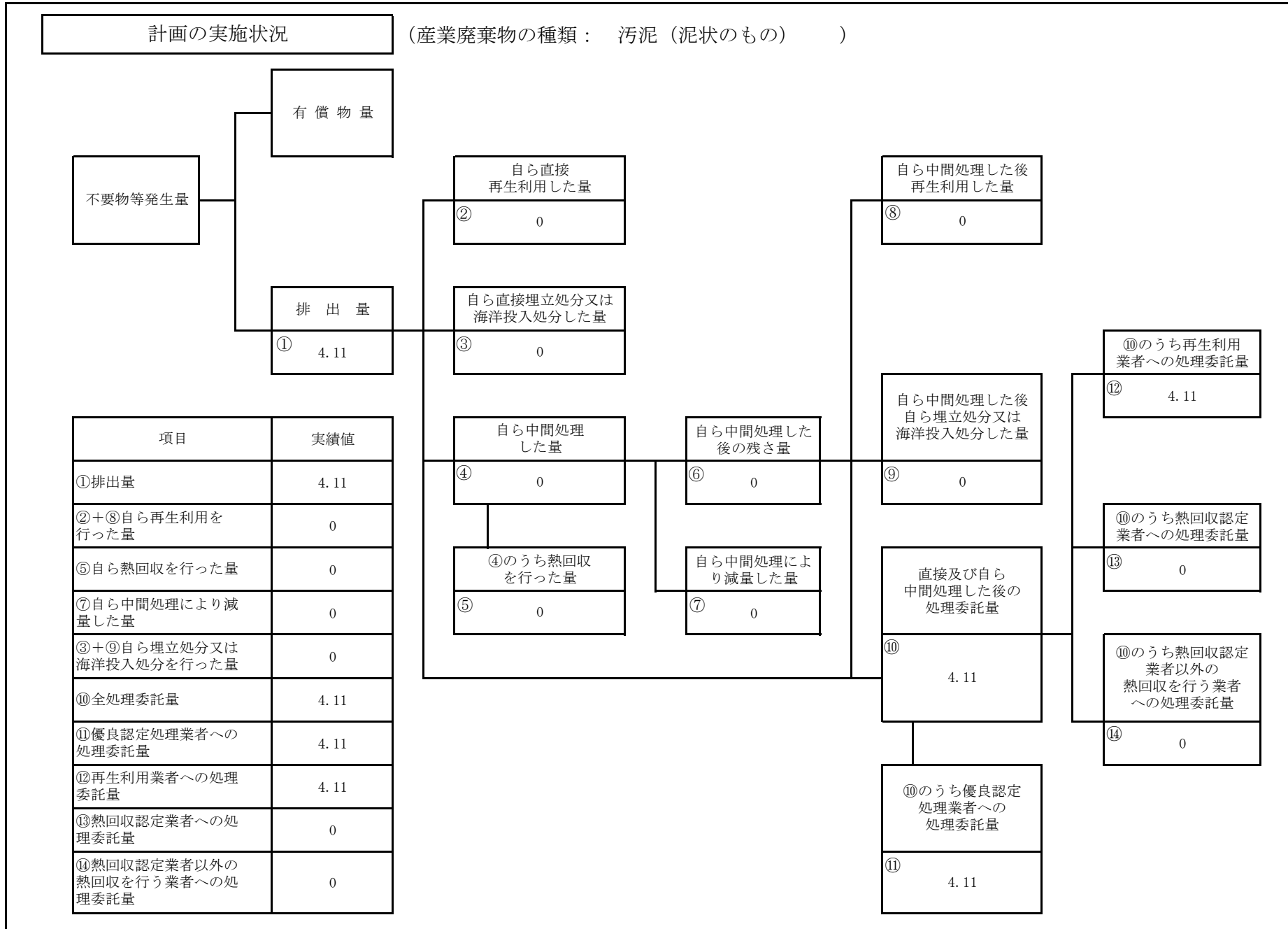


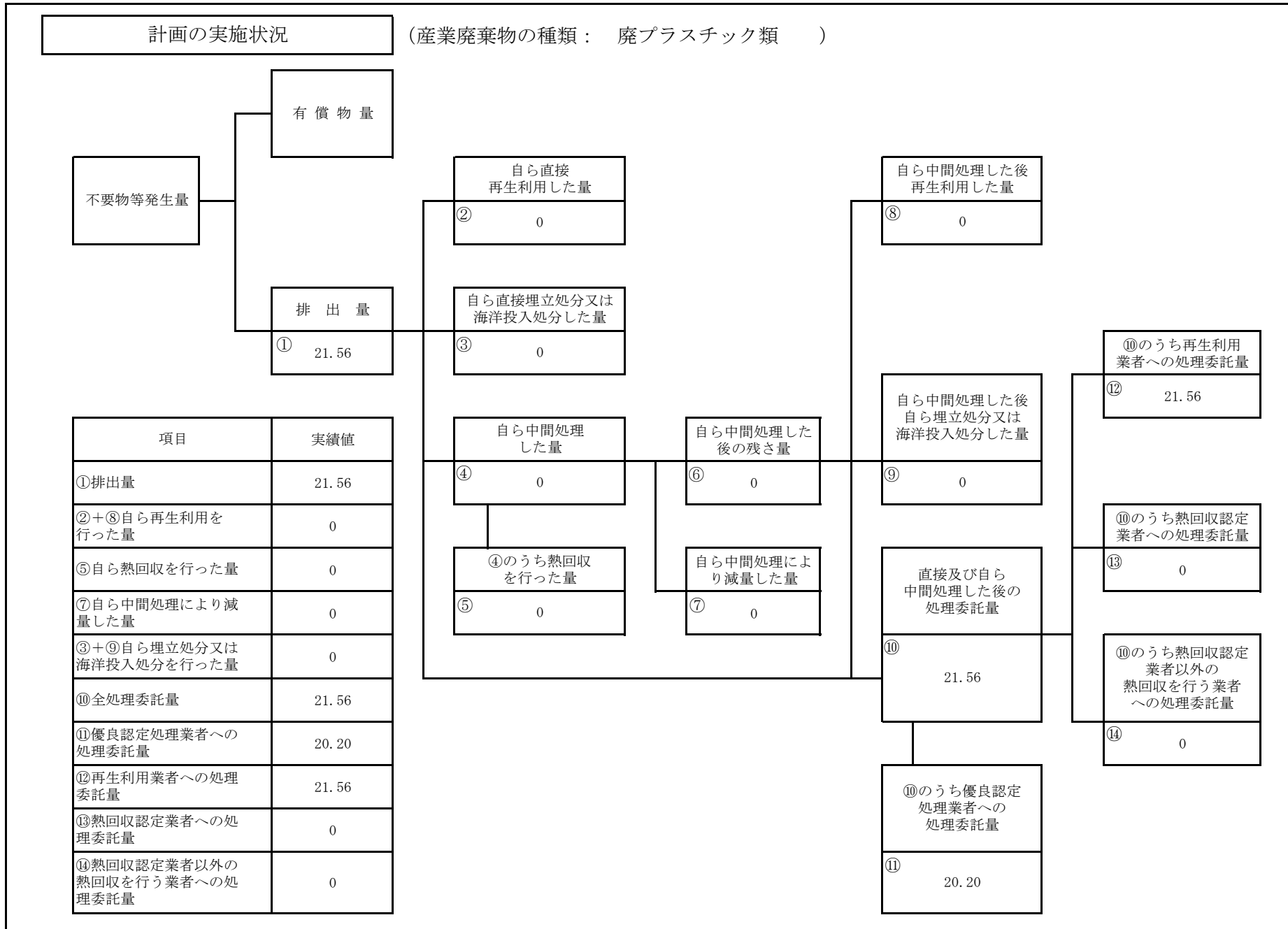
様式第二号の九(第八条の四の六関係)

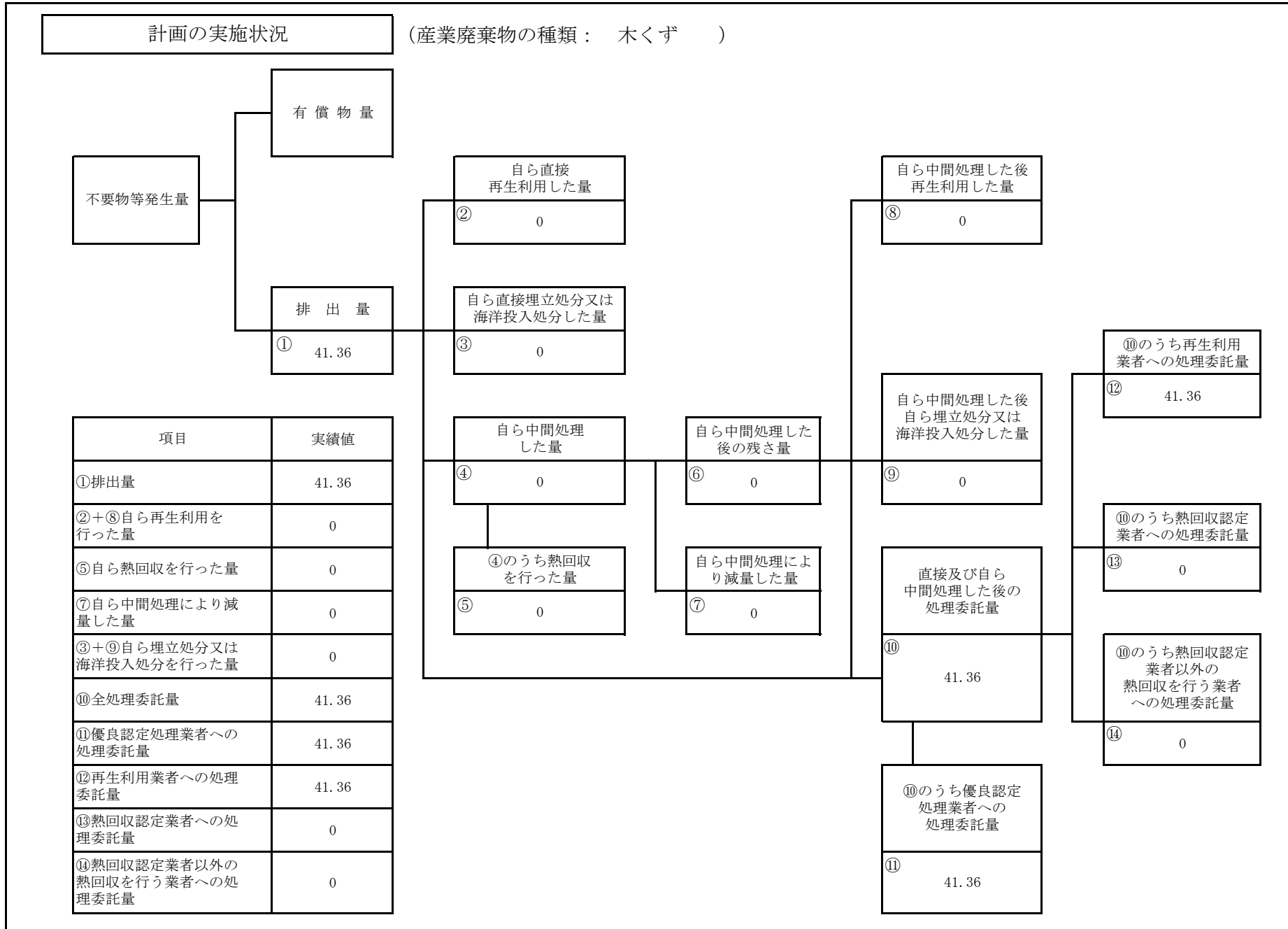
(第1面)

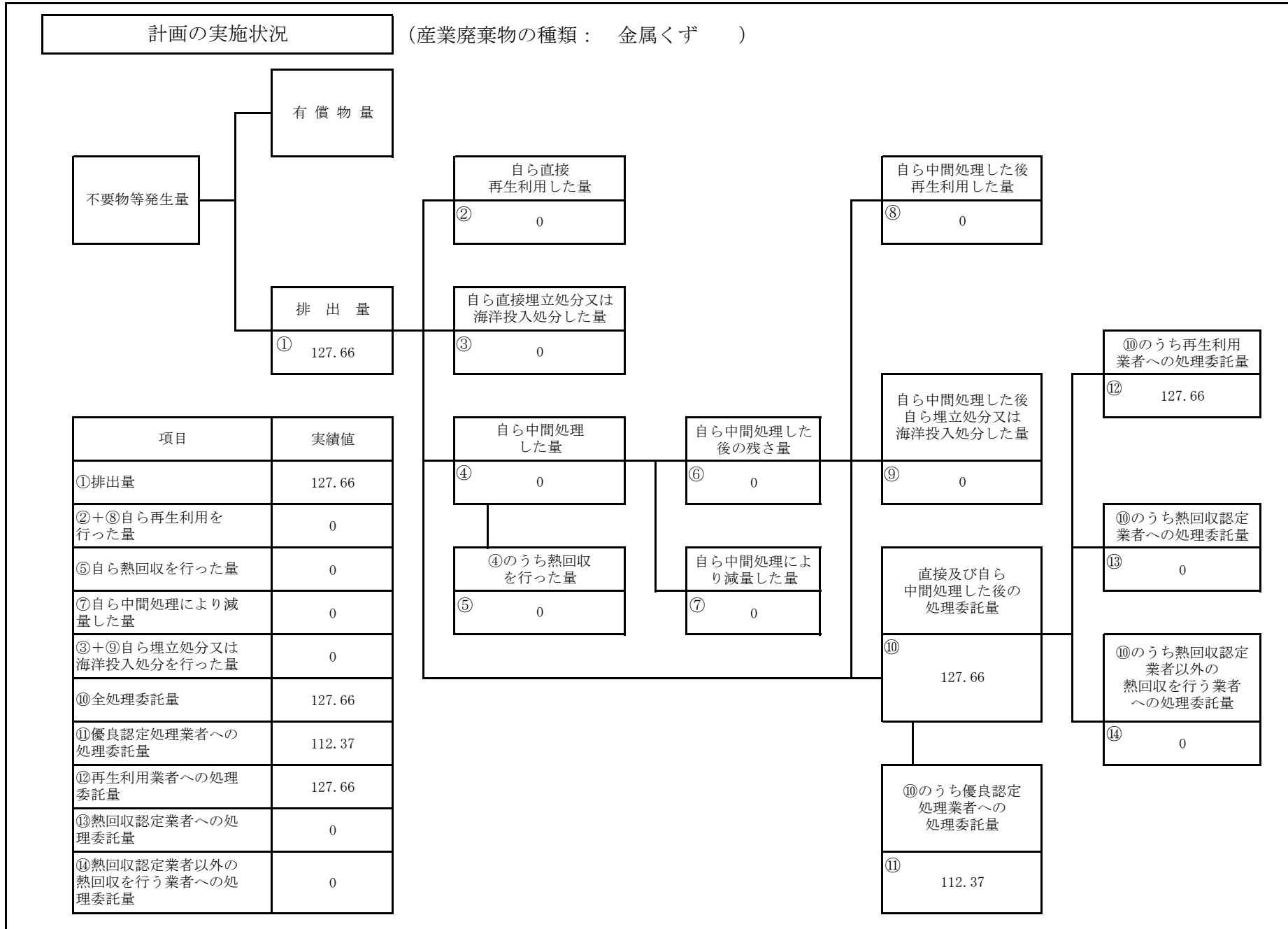
産業廃棄物処理計画実施状況報告書 令和6年 6月 21日 北九州市長 武内 和久 様 提出者 住 所 北九州市八幡西区域石1-2 氏 名 三菱ケミカルエンジニアリング株式会社 黒崎崎事業所長 笠井 隆志 電話番号 093-643-2707 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	三菱ケミカルエンジニアリング株式会社 黒崎事業所		
事業場の所在地	北九州市八幡西区黒崎城石1-2		
事業の種類	建設業・総合工事業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	2735.20 t	全処理委託量	2735.20 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	582.00 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	2709.00 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	0.15 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.15 t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)



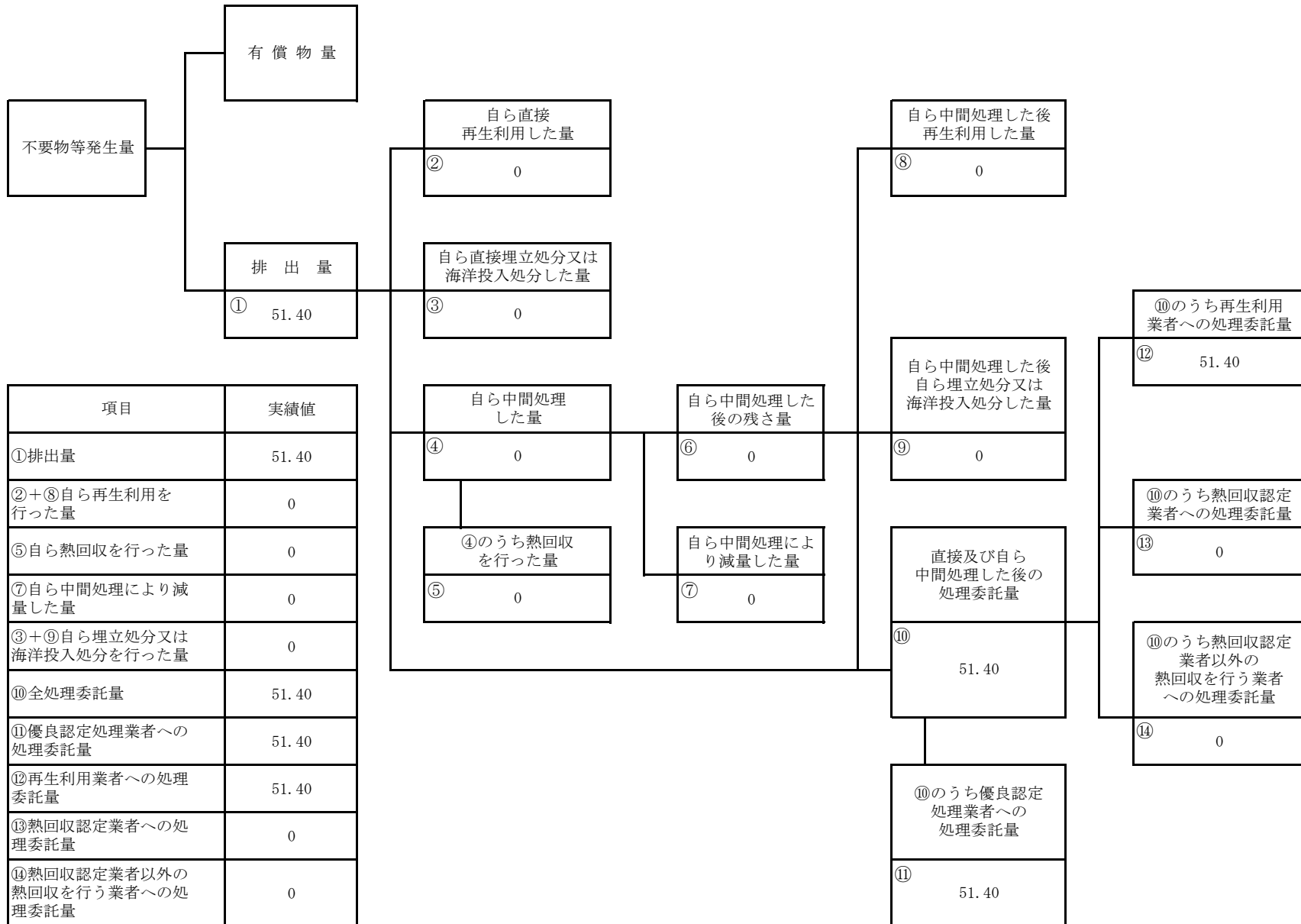






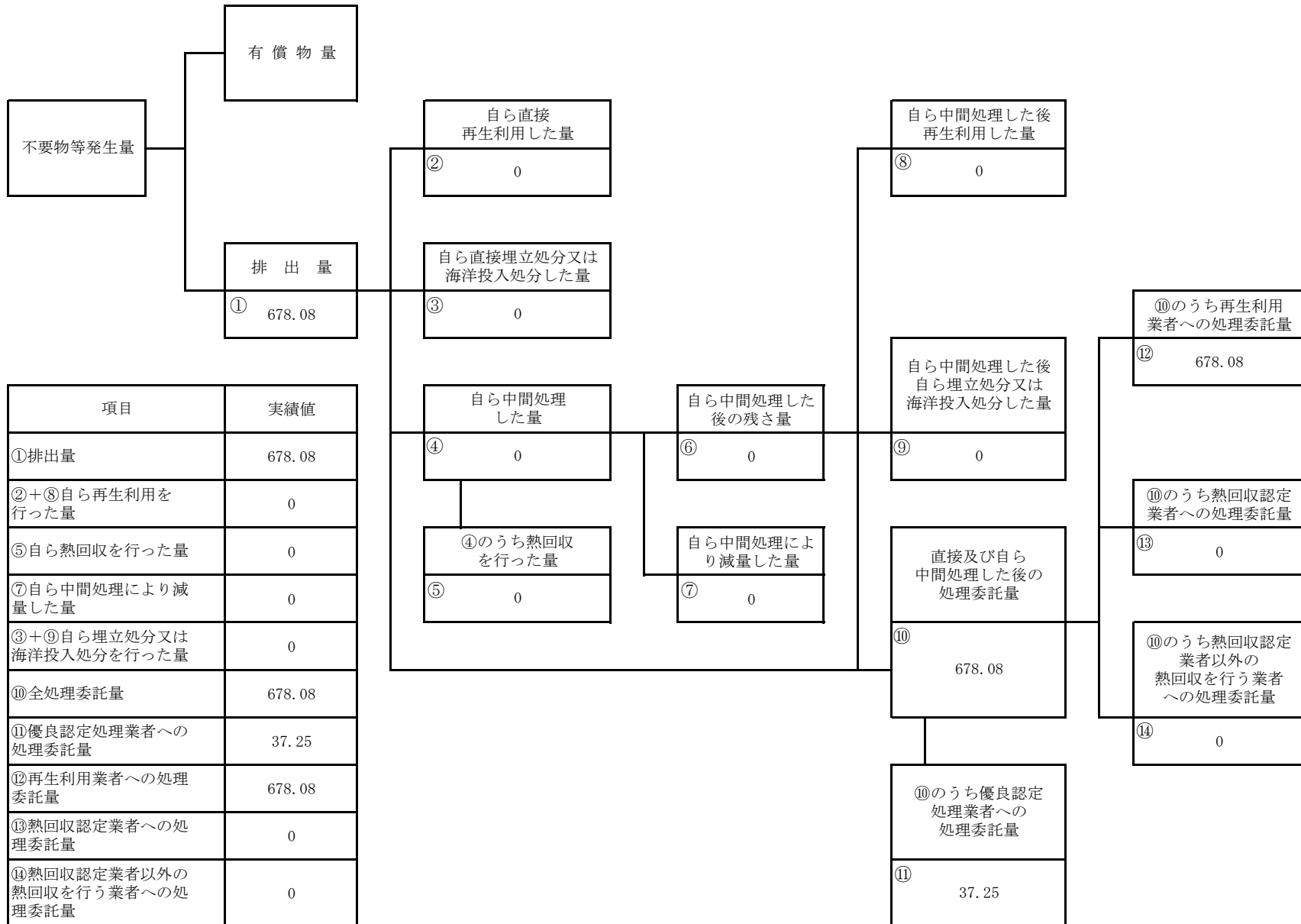
計画の実施状況

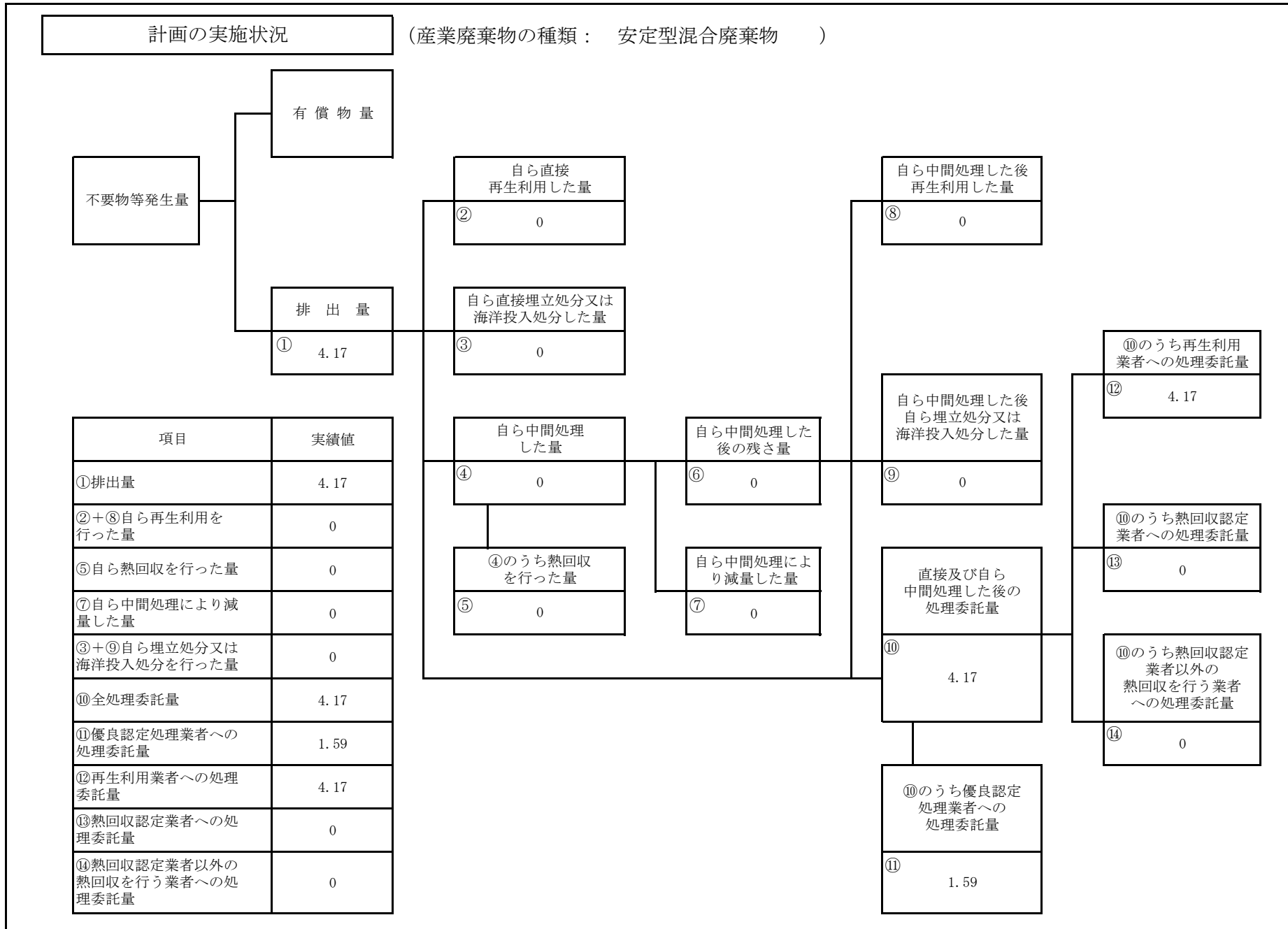
(産業廃棄物の種類： ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)

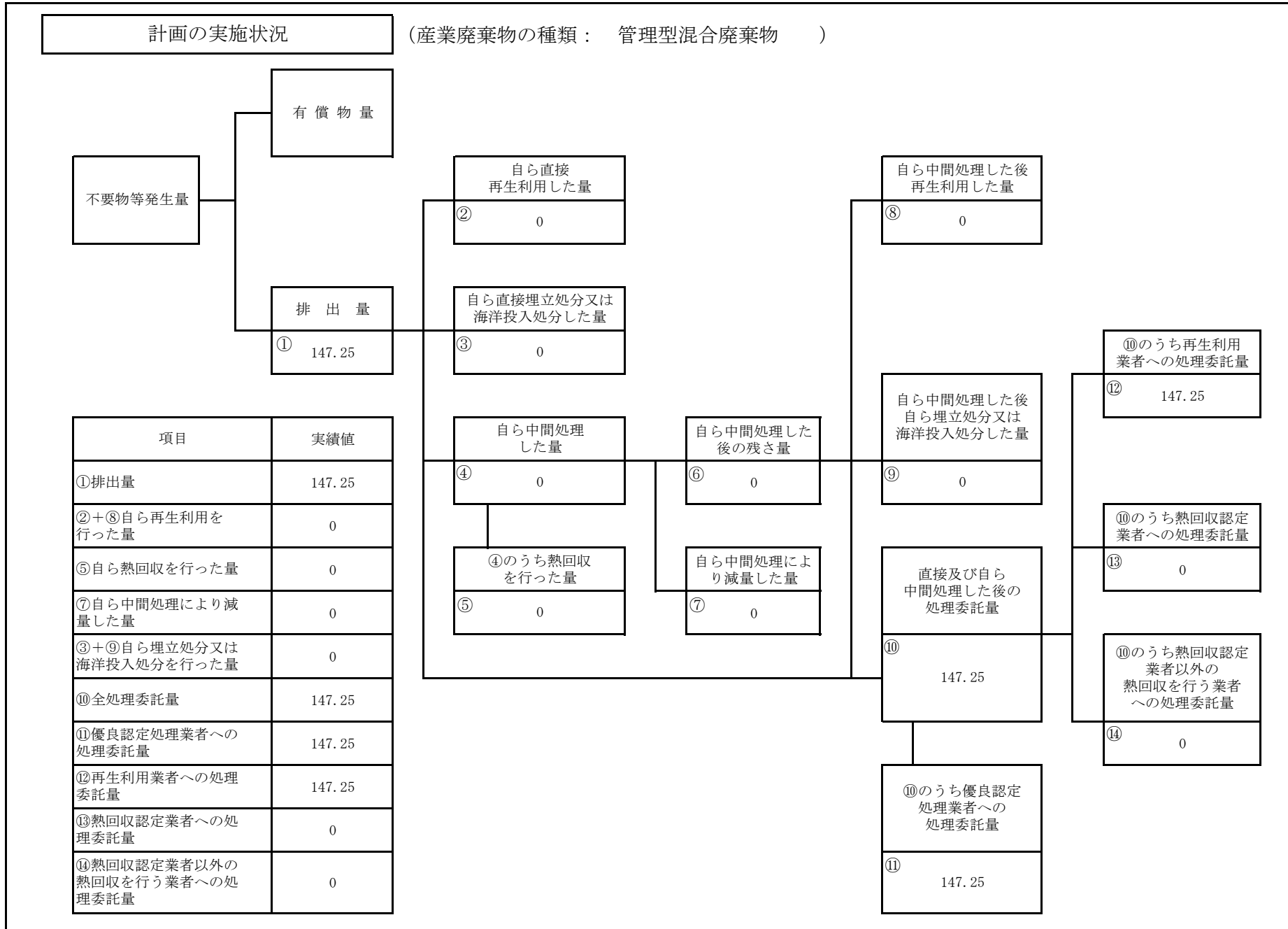


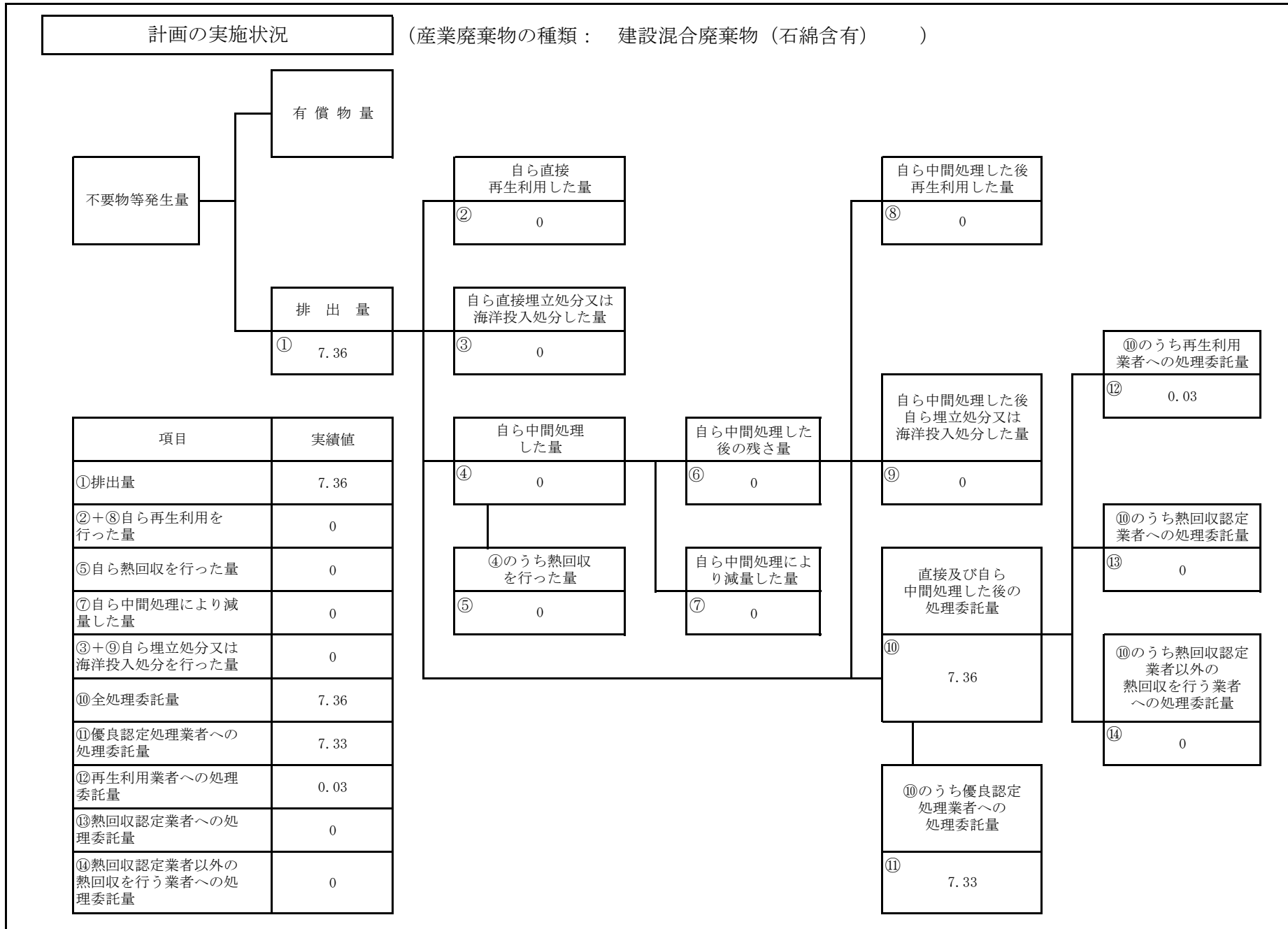
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： がれき類 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物))



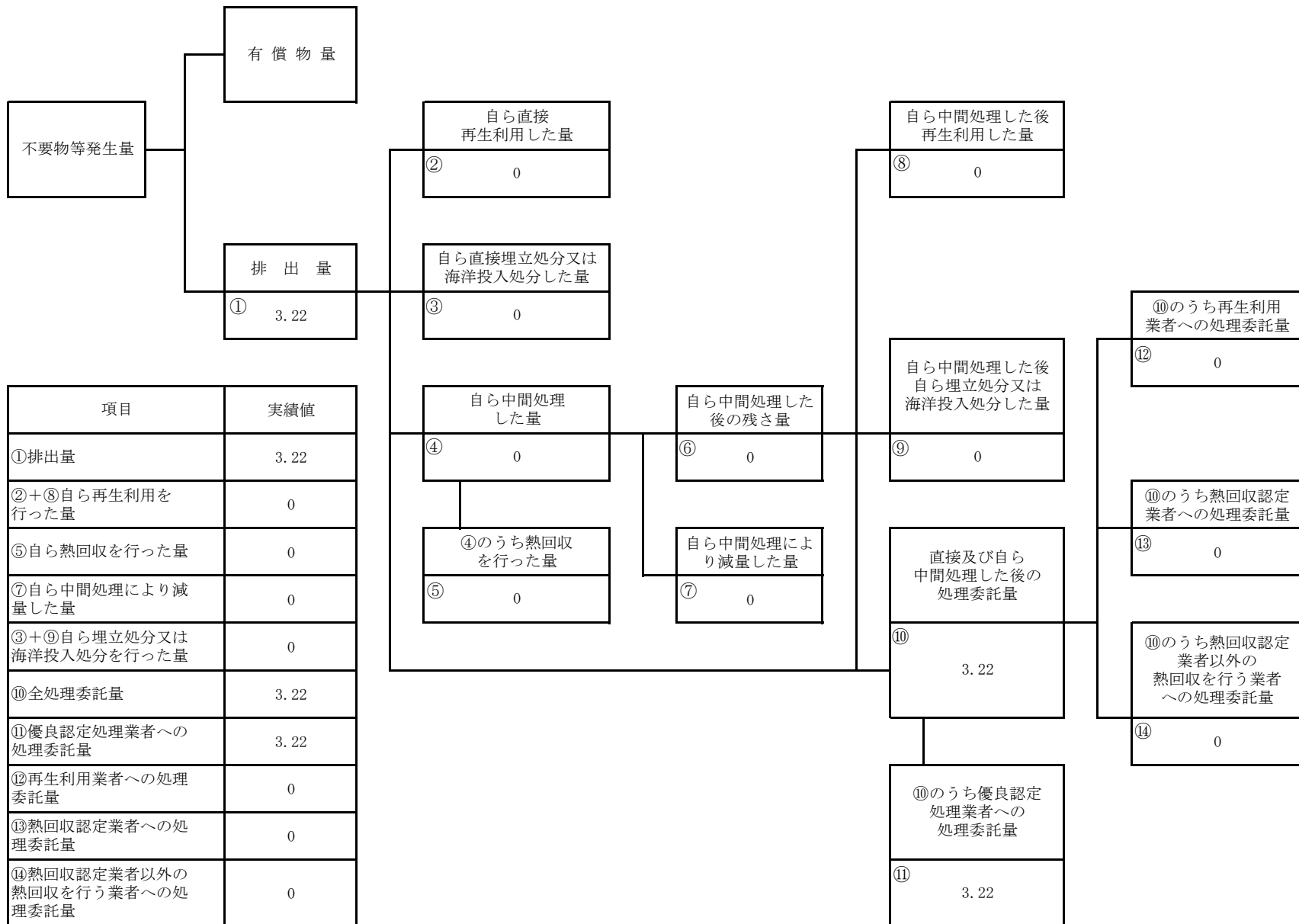


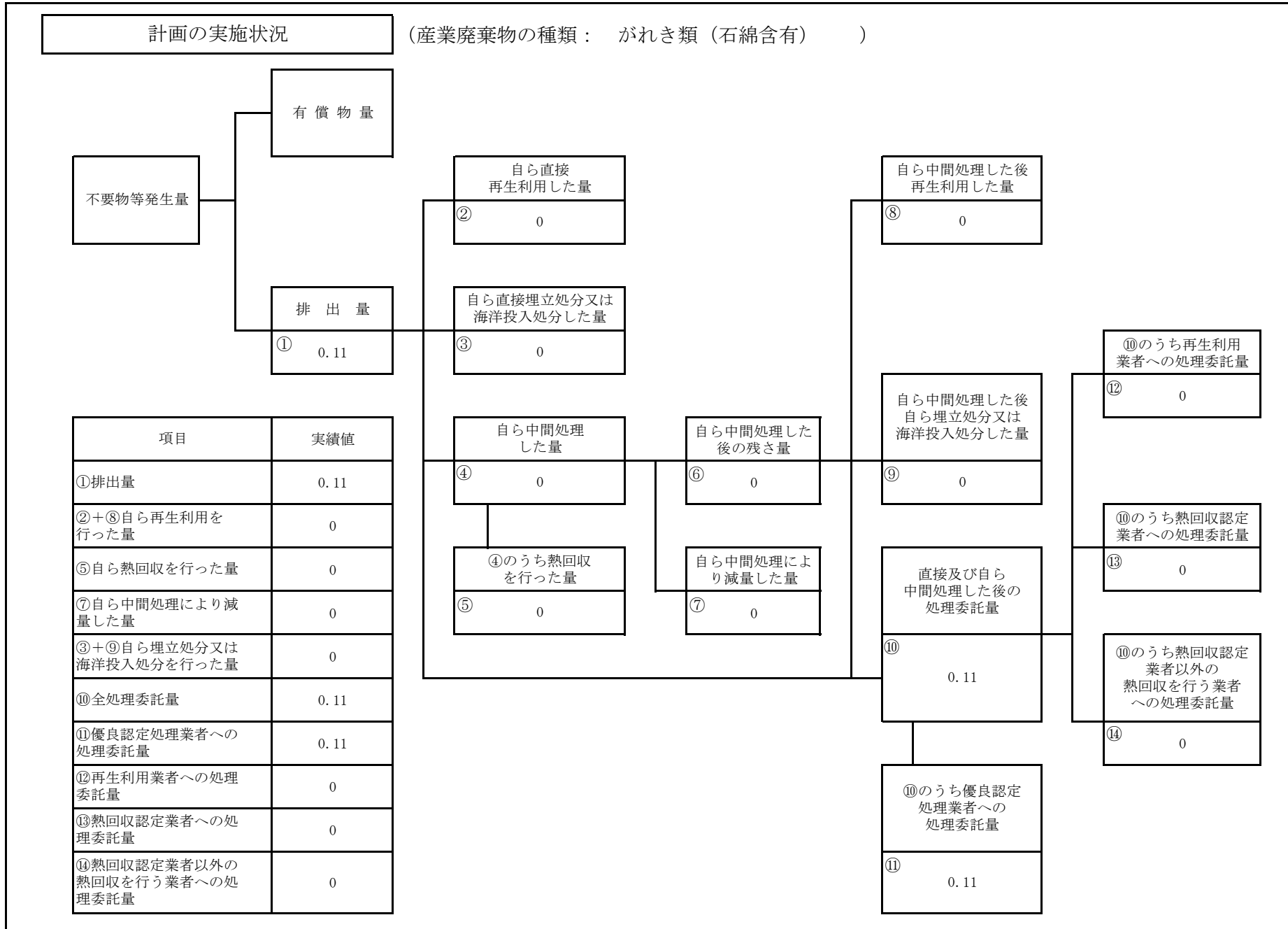


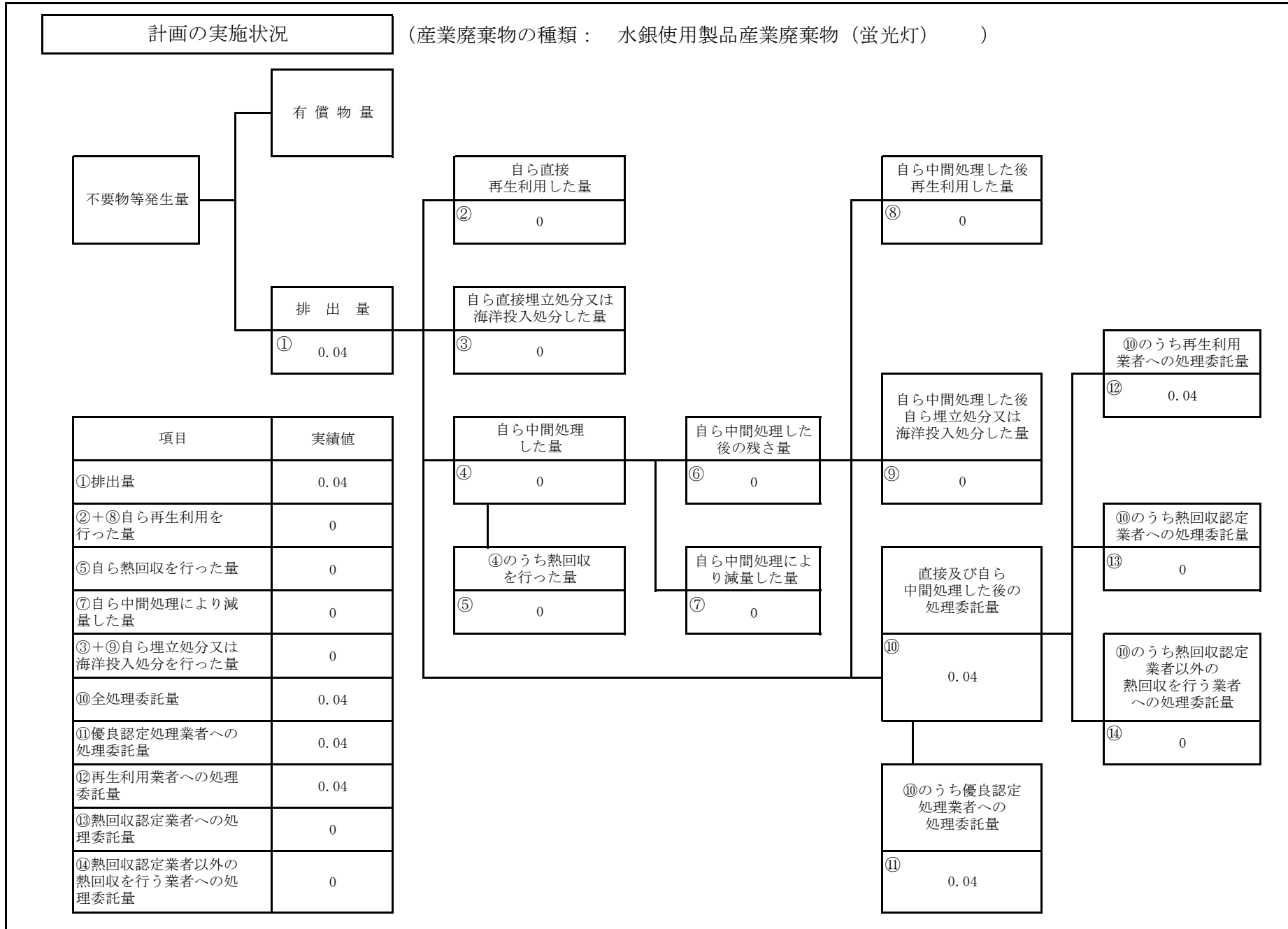


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物))







(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p>令和6年 6月 21日</p> <p>北九州市長 武内 和久 様</p> <p>提出者</p> <p>住 所 北九州市八幡西区城石1-2</p> <p>氏 名 三菱ケミカルエンジニアリング株式会社 黒崎事業所長 笠井 隆志</p> <p>電話番号 093-643-2707</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	三菱ケミカルエンジニアリング株式会社 黒崎事業所
事業場の所在地	北九州市八幡西区黒崎城石1-2
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業・総合工事業
②事業の規模	完成工事高 6,829百万円
③従業員数	160名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙2参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙1・2 参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1 参照	
	排出量	1086.30 t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙2 参照		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1 参照	
	排出量	1086.30 t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙2 参照		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙2 参照
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙1・2 参照

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙2参照		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙2参照		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 別紙2参照			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙1・2参照		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙1・2参照		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	全処理委託量	1086.30 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	426.22 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1075.64 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙1・2参照		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	全処理委託量	1086.30 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	426.22 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1075.64 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙1・2参照			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物(石綿含有)	プラスチック等から抽出された油類等(石綿含有)	がれき類(石綿含有)	水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯)
現状【前年度実績】	7.36 t	3.22 t	0.11 t	0.04 t
計画【目標】	7.36 t	3.22 t	0.11 t	0.04 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物(石綿含有)	プラスチック等から抽出された油類等(石綿含有)	水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯)	水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯)
現状【前年度実績】	0 t	0 t	0 t	0 t
計画【目標】	0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物(石綿含有)	プラスチック等から抽出された油類等(石綿含有)	水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯)	水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯)
現状【前年度実績】	0 t	0 t	0 t	0 t
計画【目標】	0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物(石綿含有)	プラスチック等から抽出された油類等(石綿含有)	水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯)	水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯)
現状【前年度実績】	0 t	0 t	0 t	0 t
計画【目標】	0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

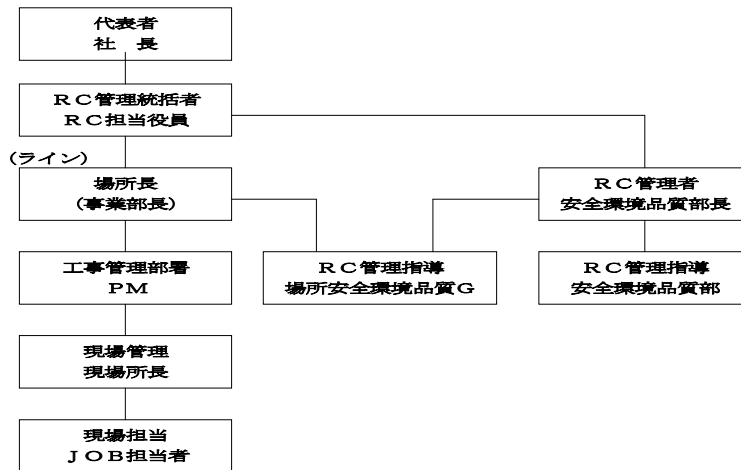
産業廃棄物の種類		建設混合廃棄物(石綿含有)	プラスチック等から抽出された油類等(石綿含有)	水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯)	水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯)
現状【前年度実績】	全量処理委託量	7.36 t	3.22 t	0.11 t	0.04 t
	優良認定処理業者への処理委託量	7.33 t	3.22 t	0.11 t	0.04 t
	再生利用業者への処理委託量	0.03 t	0 t	0 t	0.04 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
計画【目標】	全量処理委託量	7.36 t	3.22 t	0.11 t	0.04 t
	優良認定処理業者への処理委託量	7.33 t	3.22 t	0.11 t	0.04 t
	再生利用業者への処理委託量	0.03 t	0 t	0 t	0.04 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t

別紙2 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業・総合工事業
②事業の規模	完成工事高 6,829百万円
③従業員数	160名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥 ⇒ 脱水・焼却 ⇒ 再生利用 (土木資材) 廃プラスチック ⇒ 破碎 ⇒ 再生利用 (原料、燃料) 木くず ⇒ 破碎、チップ化 ⇒ 再生利用 (原料、燃料) 金属くず ⇒ 破碎・選別 ⇒ 再生利用 ガラス、コンクリート及び陶磁器くず ⇒ 破碎 ⇒ 再生利用 (一部安定型埋立) がれき類 ⇒ 破碎 ⇒ 再生利用 コンクリートくず、アスファルト・コンクリート破片 ⇒ 破碎 ⇒ 再生利用 混合廃棄物 ⇒ 選別、破碎 ⇒ 再生利用 (一部焼却セメント原料) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有) ⇒ 埋立 がれき類 (石綿含有) ⇒ 埋立 水銀使用製品産業廃棄物 ⇒ 破碎 ⇒ 再利用

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・環境マニュアル、管理規定に基づく建設廃棄物の発生の抑制に努める。 ・セメントミルク工法のPC杭工法では孔壁崩壊防止のため安定液が使用され汚泥として処分される。そのため圧入式の鋼製杭に変更し、汚泥の発生抑制に努めた。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・環境マニュアル、管理規定に基づく建設廃棄物の発生の抑制継続 ・ゼロエミッション (最終埋立率1%以下) 継続 ・今後も汚泥の発生抑制のため、圧入式の鋼製杭の使用に努める

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特定建設資材の分別徹底 ・混合建設廃棄物の中間処理による再生利用 (100%リサイクル) ・処理困難品に対する再生処分業者への委託
②計画	(今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記内容を継続し、処理困難品に対する分別の徹底と再生処理 ・中間処理業者とのゼロエミッション率の確立

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は行っていない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後、自ら再生利用する予定はない。

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 残土受入地の規準で40mm以上の礫が混じった残土については、がれき類の取扱いとなり産業廃棄物として最終埋立処分される。そのため、搬出前に篩い分け作業を行い、40mm以下を残土として、40mm以上をがれき類(産廃)として処理分別し、自社減量を実施している。
②計画	(今後実施する予定の取組) 残土処理については継続して40mm以下での篩い分け作業を実施し、土砂とがれき類に分別、産業廃棄物の発生の抑制に努める。

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行っていない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後、自ら埋立処分又は海洋投入処分は行う予定はない。

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 分別の徹底による再生処理 (ゼロエミッションの取組) ・ 混合建設廃棄物の分別と減量化 ・ 産廃最終処分量低減検討 (リデュース) ・ 処理困難品に関する分別の徹底と再生処理 ・ 中間処理者の現地確認の計画と実施
②計画	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 分別の徹底による再生処理 (ゼロエミッションの取組) ・ 適正処理業者の選定と契約処理実施 (外販工事) ・ 優良認定業者との契約 ・ 産廃最終処分量低減検討 (リデュース) ・ 処理困難品に関する分別の徹底と再生処理 ・ 中間処理者の現地確認の計画と実施